

令和 6 年度

高槻市包括外部監査結果報告書
【概要版】

〔使用料・手数料等に係る財務事務の執行について〕

令和 7 年 3 月

高槻市包括外部監査人
公認会計士 石崎 一登

目 次

第1 包括外部監査の概要	1
1. 外部監査の種類	1
2. 選定した特定の事件（テーマ）	1
3. 特定の事件（テーマ）を選定した理由	1
4. 監査対象年度	2
5. 監査の方法	2
6. 監査対象部署	3
7. 監査の実施期間	3
8. 補助者	3
9. 利害関係	3
第2 監査対象の概要	4
1. 使用料・手数料等の概要	4
2. 市における使用料・手数料等の状況	6
3. 監査対象とした使用料・手数料等の選定方法	9
第3 監査の結果及び意見の概要	12
1. 監査の結果及び意見の総括	12
2. 監査の結果及び意見の概要	13
(1) 総括意見	13
(2) 情報公開等手数料	14
(3) 税証明閲覧手数料	14
(4) 公園施設設置管理許可使用料（高槻城公園芸術文化劇場南館）	14
(5) 高槻城公園芸術文化劇場北館・南館、 総合市民交流センター（クロスパル高槻）、生涯学習センター	15
(6) 市民プール	15
(7) 総合スポーツセンター他スポーツ施設	15
(8) 戸籍住民基本台帳手数料	16
(9) 合葬式墓地使用料	16
(10) 市営葬儀使用料	16
(11) 清掃手数料	16
(12) 前島熱利用センター	17
(13) 口腔保健センター診療料	17
(14) 保健衛生事務手数料	17
(15) 高槻島本夜間休日応急診療所	18
(16) 学童保育料	18
(17) 市立保育所使用料等	18
(18) 庄所子育てすくすくセンター	18
(19) 屋外広告物手数料	19
(20) 市営住宅使用料、市営住宅駐車場使用料	19
(21) 芥川緑地駐車場使用料	19
(22) 番田熱利用センター	19
(23) 公園施設設置管理許可使用料（安満遺跡公園）	20

第1 包括外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び第4項並びに高槻市外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件（テーマ）

使用料・手数料等に係る財務事務の執行について

3. 特定の事件（テーマ）を選定した理由

高槻市（以下「市」という。）における財政状況の見通しについては、人口減少による市税収入の減少、超高齢化による社会保障費の増大、老朽化が進む公共施設の維持・更新に要する費用負担など、外部環境の変化により、今後、単年度の収支が厳しくなることが懸念されている。

このように厳しい財政状況が予測される中、持続可能な行政運営を行い、市民サービスの向上と多様化するニーズに対応するためには、事務事業の見直し等による歳出の削減と合わせて、歳入の確保に向けた取組が重要となる。

令和5年度における使用料及び手数料の一般会計決算額は、2,227百万円と、貴重な自主財源の一つであり、「高槻市みらいのための経営革新」に向けた改革方針においても、歳入改革の項目として「受益者負担の見直し（手数料・使用料等）」が掲げられている。

使用料・手数料等（指定管理者制度を導入した公の施設における利用料金を含む。）は、施設等の利用又は役務の提供の対価として受益者から徴収するものであり、その水準の設定に当たっては、受益者である市民の理解を得られるよう、サービス提供に要する費用や受益者負担の割合を明確化するとともに、受益者負担が過大とならないよう、事務事業の実施手法の見直しなどによってサービス提供に要する費用の縮減に努める必要がある。このような背景から、近年、多くの地方公共団体において、使用料・手数料等の見直しに向けた取組が行われているところである。

この点、市では、平成29年2月に策定された「施設使用料の見直しに関する指針」に基づき、新たな施設の設置や指定管理者制度の導入などの機会に使用料の見直しを行っているが、既存の施設の中には、「施設使用料の見直しに関する指針」に基づき使用料の見直しが行われているか、確認できないものもある。

また、市民にとってみれば、施設を利用する市民と利用しない市民との間での不公平感や、使用料の水準が民間の類似施設に比べて低廉で、減免される場合もあることに起因し、価格設定の考え方に対する疑問が生じることも考えられる。そのため、使用料・手数料等の設定の考え方や徴収、減免等の手続において、公平性、公正性、透明性が確保されているかについては、市民の関心が高いものとする。

そこで、「使用料・手数料等に係る財務事務の執行」について、外部の立場から全庁統一的・横断的に監査を実施することは有用性が高いと考え、特定の事件（テーマ）として選定することとした。

4. 監査対象年度

原則として、令和5年度

(必要に応じて令和4年度以前の各年度及び令和6年度についても対象とした。)

5. 監査の方法

① 監査の視点及び監査要点

本年度の包括外部監査における監査の視点及び監査要点(監査手続によって検証すべき事項)は、以下のとおりである。

【使用料・手数料等の設定】

- ・使用料・手数料等の設定は、関連法令、条例、規則等に準拠しているか。
- ・公平性、公正性、透明性が確保されているか。
- ・使用料・手数料等の金額について、適切な時期に見直しが行われているか。
- ・受益者負担の適正性が確保されているか。
- ・使用料(指定管理者制度を導入した公の施設における利用料金を含む。)を徴収する施設の稼働率の低迷により、利用しない者への転嫁(税負担)がなされていないか。

【使用料・手数料等の収納】

- ・使用料・手数料等の徴収に係る事務手続は適切に実施されているか。
- ・一般利用者向けの使用料・手数料等は納付しやすいものとなっているか。
- ・多様な支払方法が認められているか。
- ・使用料・手数料等の滞納が生じている場合、適切に督促等の手続が行われているか。

【減免措置】

- ・減免の設定基準は適切か。公平性、公正性、透明性が確保されているか。
- ・減免の手続は適切に実施されているか。

② 監査手続

「①監査の視点及び監査要点」に記載したそれぞれの事項を検証するために、実施した主な監査手続は、以下のとおりである。

- ・使用料・手数料等に係る関係法令、条例、規則等の根拠規定の確認
- ・使用料・手数料等の概要について、調査票による回答の入手
- ・関係書類の閲覧及び監査対象部署へのヒアリング
- ・使用料・手数料等の金額の設定根拠の検討
- ・使用料・手数料等の徴収及び減免に係るサンプル検証
- ・施設の利用状況等の確認
- ・施設の現地視察

6. 監査対象部署

監査対象とする使用料・手数料等の所管部署（第2章3.(2)監査対象とする使用料・手数料等の選定（10ページ）参照）、みらい創生室及び使用料・手数料等に係る財務事務の執行に
関与していると監査人が判断する部署

必要に応じて、指定管理者による公の施設の使用料又は利用料金の徴収に係る事務も対象とする。

7. 監査の実施期間

令和6年6月14日から令和7年3月27日まで

8. 補助者

公認会計士 大松 祐介
公認会計士 橘高 英治
公認会計士 新宅 潤一郎
公認会計士 谷川 淳
弁 護 士 鳥村 純
公認会計士 中川 美雪
公認会計士 藤川 千代
公認会計士 本田 裕一

9. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

本報告書における端数処理等について

本報告書中の数値は、原則として、金額の表示単位未満及び比率の表示単位未満について四捨五入しており、端数処理の関係で表中の合計が合致しない場合がある。

また、公表されている統計資料等を使用している場合には、原則としてその数値をそのまま使用している。そのため、端数処理が不明確な場合がある。

第2 監査対象の概要

1. 使用料・手数料等の概要

(1) 使用料

使用料とは、地方自治法（以下「自治法」という。）第225条の規定に基づき、行政財産の目的外使用又は公の施設の利用につき徴収する対価のことをいう。

行政財産の目的外使用とは、行政財産の用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することをいう（自治法第238条の4第7項）。

また、公の施設とは、自治法第244条第1項の規定に基づく、「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設」のことをいう。一般的な公の施設を分類すると、【図表1】のとおりである。

【図表1】公の施設の分類

区分	代表例
レクリエーション・スポーツ施設	競技場、野球場、体育館、テニスコート、プール、スキー場、ゴルフ場、海水浴場、国民宿舎、宿泊休養施設等
産業振興施設	産業情報提供施設、展示場施設、見本市施設、開放型研究施設等
基盤施設	駐車場、大規模公園、水道施設、下水道終末処理場、ケーブルテレビ施設等
文教施設	県・市民会館、文化会館、博物館、美術館、自然の家、海・山の家等
社会福祉施設	病院、特別養護老人ホーム、介護支援センター、福祉・保健センター等

（出所：「公の施設について」（総務省資料））

使用料の金額は条例で定める必要があり（自治法第228条第1項）、条例では、使用料の納入義務者、金額、徴収の時期、徴収方法等が定められる。

(2) 手数料

手数料とは、自治法第227条の規定に基づき、地方公共団体が当該地方公共団体の事務で特定の者のためにする公のサービスについて徴収する対価のことをいう。

手数料についても、使用料と同様、条例で定める必要があり、全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める標準事務について手数料を徴収する場合においては、政令で定める金額の手数料を徴収することを標準として条例を定めなければならないものとされている（自治法第228条第1項）。

(3) 使用料と手数料の比較

使用料が施設の利用に対する対価であるのに対し、手数料は人的サービスの提供に対する対価であるという点では相違しているが、いずれも、行政サービスの対価であるという点では共通している。

そして、使用料・手数料等について、行政サービスの対価として、あるべき料金水準を考える際、「受益と負担の適正化」の視点が重要となる。

すなわち、地方公共団体が提供している施設やサービスには、公共性が高く、住民の多くが必要とする不可欠なものから、民間でも同種のサービスが提供されているなど、公共性が比較的 low、特定の住民のみが利用するものまで多種多様なものがある。そのうち、特定の住民のみが利用する施設やサービスの提供に必要な経費についてまで、全て公費（税金）で負担しようとする、利用する住民と利用しない住民に同等の経費負担を求めることになり、公平性に欠ける結果となる。

そのため、地方公共団体においては、コストの削減に向けた取組を継続的に行った上で、受益者負担と公費負担のバランスを図り、適切に使用料・手数料等の料金水準に反映し、行政サービスを提供すべく努力する必要がある。

(4) 利用料金

① 指定管理者制度の概要

指定管理者制度とは、平成 15 年に行われた自治法の改正により創設された制度である。従来の管理委託制度は、地方公共団体の条例により設置された公の施設の管理主体について、公共団体や公共的団体、地方公共団体が出資する法人に限定されていたが、指定管理者制度では、民間事業者等も管理を行うことが可能となった。

「地方自治法の一部を改正する法律の公布について（通知）」（平成 15 年 7 月 17 日総行第 87 号）によると、指定管理者制度を導入する目的は「多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ること」とされている。

そして、指定管理者とは、公の施設の管理を行う団体であり、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、指定管理者を指定できることとされている（自治法第 244 条の 2 第 3 項）。

② 徴収委託制と利用料金制

指定管理者制度は、料金の収入の方法によって徴収委託制と利用料金制に区分される。

徴収委託制とは、施設の利用料金について、指定管理者に徴収を委託するが、最終的には、地方公共団体が収入として収受するものである。

一方、利用料金制とは、料金を指定管理者が収入として収受するものである。自治法第 244 条の 2 第 8 項において、地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する

公の施設の利用料金を当該指定管理者の収入として収受させることができる旨が規定されており、同項に規定する料金のことを「利用料金」という。

この結果、指定管理者制度を導入した施設のうち、徴収委託制を採用した施設の料金については、地方公共団体の歳入になるのに対し、利用料金制を採用した施設の料金については、指定管理者の収入となる。

利用料金制のメリットとして、指定管理者のインセンティブを高め、自主的な経営努力を促し、利用者数の増加及び施設の管理運営経費の削減を図ることが期待できることが挙げられる。

市では、「指定管理者制度に関する基本方針」（平成 16 年 12 月）において、利用料金制の活用について、指定管理者制度の趣旨である「住民サービスの向上を図るとともに経費の節減を図る」を基に施設の性格に応じて決定することとしている。

③ 利用料金の設定方法

利用料金制を採用する場合は、自治法第 244 条の 2 第 9 項により、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例で定める利用料金額の範囲内で指定管理者が市の承認を受けて利用料金を定めることになる。ただし、この場合にあっては、公の施設の設置条例に利用料金の金額の範囲や算定方法を定める必要があり、指定管理者が自由に設定できるわけではなく、また、指定管理者に利用料金額を定めさせず、条例で具体的に定めることも可能である。

2. 市における使用料・手数料等の状況

(1) 使用料及び手数料の推移

令和 3 年度から令和 5 年度までの市の一般会計における使用料及び手数料の決算額・歳入合計の推移は、【図表 2】のとおりである。

【図表 2】使用料及び手数料の決算額・歳入合計の推移（一般会計）

（単位：千円、％）

	令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度	
	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比
使用料及び手数料	1,952,361	1.3	2,266,985	1.5	2,227,257	1.6
うち使用料	1,494,433	1.0	1,801,937	1.2	1,777,745	1.3
うち手数料	457,929	0.3	465,048	0.3	449,512	0.3
歳入合計	150,146,625	100	146,598,979	100	139,756,746	100

（出所：歳入歳出決算書により監査人作成）

一般会計における使用料及び手数料の決算額は、令和 3 年度から令和 4 年度にかけて、314,624 千円増加している。その主な要因は、公園墓地特別会計及び駐車場特別会計の廃止に伴い、公園墓地使用料が 138,029 千円の皆増、駐車場使用料が 258,205 千円の皆増となったことである。

また、令和４年度から令和５年度にかけて、39,728 千円減少している。その主な要因は、衛生使用料が市営葬儀使用料の増加等により 15,786 千円増加した一方、民生使用料が市立保育所使用料の減少等により 22,957 千円、土木使用料が市道敷等使用料の減少等により 16,678 千円、衛生使用料が公園墓地使用料の減少等により 15,241 千円、それぞれ減少したことである。

(2) 利用料金制度導入施設における利用料金の状況

指定管理者制度導入施設のうち、利用料金制度導入施設（令和６年３月末をもって廃止された養護老人ホームを除く）における令和３年度から令和５年度までの利用料金の推移は、【図表３】のとおりである。令和３年度及び令和４年度は新型コロナウイルス感染症の影響により各施設の利用料金が大幅に減少していたが、令和５年度の５類感染症移行後、従前の水準に戻りつつある。

【図表３】利用料金の推移

(単位：千円)

	令和３年度	令和４年度	令和５年度
高槻城公園芸術文化劇場 北館・南館 (※1)	32,621	52,954	91,000
高槻城公園（中央エリア） (※2)	－	－	7
総合市民交流センター （クロスパル高槻）	21,164	42,653	50,287
生涯学習センター	10,260	27,424	29,398
市民プール	26,324	34,097	36,652
スポーツ施設 (※3)	48,729	57,355	57,033
萩谷総合公園	10,354	13,630	13,866
古曽部防災公園	15,720	17,381	17,830
前島熱利用センター	12,503	16,851	18,487
高槻島本夜間休日応急診療所	209,454	315,880	517,105
庄所子育てすくすくセンター	1,542	2,646	3,009
番田熱利用センター	11,125	13,751	14,917
安満遺跡公園	70,095	97,401	98,227

(注) ※1 令和３年度は市民会館と文化ホール（令和５年３月に芸術文化劇場北館に名称変更）、令和４年度は市民会館（令和４年７月閉館）、文化ホール、芸術文化劇場南館（令和５年３月開館）の利用料金である。

※2 令和５年３月新規開園

※3 総合スポーツセンター（総合体育館、陸上競技場、テニスコート、青少年運動広場）、テニスコート３か所及び運動広場４か所

(出所：市提出資料により監査人作成)

(3) 市における使用料・手数料等の見直しに係る取組

① 第6次高槻市総合計画

市では、令和3年度から令和12年度までの10年間を計画期間とする第6次高槻市総合計画（以下「総合計画」という。）を策定している。

総合計画は、まちづくりの中長期的な方向性を示し、総合的かつ計画的な行財政運営を行うためのビジョンとなる計画とされ、基本構想と基本計画の2層構造とされている。

総合計画における基本構想及び基本計画の中で、使用料・手数料等の見直しに関連する事項を示すと、【図表4】のとおりである。

【図表4】総合計画における使用料・手数料等の見直しの関連事項

基本構想・分野	施策体系	施策の方向
8 効果的・効率的な行財政運営が行われているまち	8-1 経営的行政運営の推進	1 健全財政の維持 (1) 歳入の確保 庁舎等の施設の有効活用、広告料収入等の新たな自主財源の確保、 <u>債権管理の強化、利用料等の負担の適正化</u> など、歳入確保に向けた手法の拡充を図ります。

（下線は監査人による。）

（出所：第6次高槻市総合計画により監査人作成）

② 「高槻市みらいのための経営革新」に向けた改革方針

市では、平成28年1月、「高槻市みらいのための経営革新宣言～フューチャープログラムの実行～」を発出し、業務の抜本的な見直しに着手しており、平成28年6月に、高槻市みらい創生審議会に今後の市政運営の在り方について諮問を行い、同年12月に、「高槻市みらいのための経営革新」に向けた骨太方針について（以下「骨太方針」という。）が答申された。

そして、骨太方針を受け、今後の市の役割や取組の方向性を明確にすることを目的に、「高槻市みらいのための経営革新」に向けた改革方針（以下「改革方針」という。）が、平成29年9月に策定された。

改革方針における改革項目の中で、使用料・手数料等の見直しに関連する事項は次のとおりである。

【改革方針（抜粋）】

第3 改革方針

3 改革項目

(1) 歳入改革

② 受益者負担の見直し（手数料・使用料等）

・施設等使用料や各種手数料について、他自治体との比較や受益と負担との関係、算定根拠の妥当性の検証等により適正化を図ります。

なお、高齢者の市営バス無料乗車証制度の現状について、検証を行います。

・使用料・手数料の減免については、全部門における現状を把握するとともに、減免措置の状況を検証し、適宜見直しを行います。

③ 施設使用料の見直しに関する指針

改革方針の策定に先立ち、平成 29 年 2 月、当時の政策経営室（現在のみらい創生室）により、施設使用料の見直しに関する指針（以下「指針」という。）が策定された。

平成 29 年 2 月の指針策定後、市では、平成 30 年度の大阪府北部地震、台風第 21 号など自然災害による被害の発生、令和元年 10 月の消費税率の引上げ、令和 2 年度以降の新型コロナウイルス感染症による影響の長期化、さらには近年の物価高騰など、市民生活を取り巻く厳しい環境が続いており、一斉に施設使用料の見直しを行うことは難しい状況であったと考えられる。

そのような状況下ではあったが、文化施設やスポーツ施設などについては、新設や指定管理者制度の導入・公募化に合わせて、指針の考え方に沿った使用料の見直しを行っている。

しかし、全ての施設において施設使用料の見直しが行われたわけではなく、見直しが未実施の施設について、どのように検証を進めていくかについては、今後の課題である。

3. 監査対象とした使用料・手数料等の選定方法

(1) 調査票による回答の入手

監査対象とする使用料・手数料等を選定するため、個別の使用料・手数料等の概要や各所管課における事務の状況を把握すべく、財務会計システムの「款：使用料及び手数料」の歳入データ（令和 5 年度）から、【図表 5】の条件により調査対象とした使用料・手数料の所管課に対し、調査票を配付し、回答を入手した。また、利用料金制を採用している指定管理施設の所管課については、全件、調査票の配付対象とした。

【図表 5】調査票による調査対象とした使用料・手数料等の抽出条件

区分	抽出条件
使用料・手数料	・令和 5 年度調定額 500 万円以上（細節又は細々節） ・令和 5 年度調定額 500 万円以上の使用料・手数料がない所管課については、上位 1 件（令和 5 年度調定額 50 万円未満のものを除く。）
指定管理施設（利用料金制）	・全件（令和 6 年 3 月末に廃止された養護老人ホームを除く。）

（出所：監査人作成）

(2) 監査対象とする使用料・手数料等の選定

調査票に対する回答を踏まえ、金額的な重要性が低いものや料金の決定に当たっての市の裁量が小さいと考えられるものなどを除外し、【図表 6】のとおり、42 件の使用料・手数料等を監査対象として選定した。

【図表 6】監査対象とした使用料・手数料等

所管課	区分	名称	収入済額又は 利用料金(千円)
法務ガバナンス室	手数料	情報公開等手数料	555
税制課	手数料	税証明閲覧手数料	14,809
文化スポーツ振興課	使用料	公園施設設置管理許可使用料	1,273
	指定管理	高槻城公園芸術文化劇場 北館・南館	91,000
		高槻城公園（中央エリア）	7
		総合市民交流センター （クロスパル高槻）	50,287
		生涯学習センター	29,398
		市民プール	36,652
		総合スポーツセンター他 スポーツ施設（※1）	88,729
市民課（支所を含む）	手数料	戸籍住民基本台帳手数料	95,169
斎園課	使用料	合葬式墓地使用料	136,868
		市営葬儀使用料	271,661
資源循環推進課	手数料	清掃手数料 ごみ処理	232,871
		清掃手数料 し尿処理	15,646
	指定管理	前島熱利用センター	18,487
清掃業務課	手数料	清掃手数料 ごみ処理	5,078
エネルギーセンター	手数料	清掃手数料 ごみ処理	22,300
地域共生社会推進室	使用料	ひかり湯使用料	6,846
健康医療政策課	使用料	口腔保健センター診療料	18,679
	手数料	保健衛生事務手数料	3,417
	指定管理	高槻島本夜間休日応急診療所	517,105
保健衛生課	手数料	保健衛生事務手数料	9,602
子ども育成課	使用料	学童保育料	217,524
保育幼稚園総務課	使用料	随時利用保育料	6,489
		定期利用保育料	10,648
保育幼稚園事業課	使用料	高槻認定こども園分室使用料	9,792
		市立認定こども園使用料	33,209
		市立保育所使用料	96,182

所管課	区分	名称	収入済額又は 利用料金(千円)
子育て総合支援センター	使用料	療育園診療料	30,615
	指定管理	庄所子育てすくすくセンター	3,009
都市づくり推進課	手数料	屋外広告物手数料	5,514
住宅課	使用料	市営住宅使用料	43,278
		市営住宅駐車場使用料	9,968
	手数料	長期優良住宅認定手数料	5,401
管理課 (※2)	使用料	市道敷等使用料	382,217
		自転車駐車場使用料	192,838
		駐車場使用料	254,538
	手数料	放置自転車移動保管手数料	2,710
公園課	使用料	芥川緑地駐車場使用料	5,801
下水河川企画課	指定管理	番田熱利用センター	14,917
歴史にぎわい推進課	使用料	公園施設設置管理許可使用料	24,816
	指定管理	安満遺跡公園	98,227

(注) ※1 総合スポーツセンター（総合体育館、陸上競技場、青少年運動広場、テニスコート）、芥川緑地テニスコート、西大樋テニスコート、郡家テニスコート、南大樋運動広場、堤運動広場（体育館・運動広場）、牧田運動広場、庄所運動広場、萩谷総合公園（テニスコート、野球場、サッカー場）、古曽部防災公園（体育館、野球場）

※2 管理課については、令和5年度包括外部監査の対象であったため、主に、監査の結果及び意見に対する措置状況を検討することとした。

（出所：歳入データ及び調査票により監査人作成）

第3 監査の結果及び意見の概要

1. 監査の結果及び意見の総括

本年度の包括外部監査における監査の結果及び意見の件数は【図表 7】のとおりである。

【図表 7】 監査の結果及び意見の集計

(単位：件)

区分	監査の結果	意見	合計
(1) 総括意見	-	7	7
(2) 情報公開等手数料	-	2	2
(3) 税証明閲覧手数料	-	2	2
(4) 公園施設設置管理許可使用料(高槻城公園芸術文化劇場南館)	-	2	2
(5) 高槻城公園文化劇場北館・南館、総合市民交流センター(クロスパル高槻)、生涯学習センター	-	2	2
(6) 市民プール	-	2	2
(7) 総合スポーツセンター他スポーツ施設	-	2	2
(8) 戸籍住民基本台帳手数料	-	2	2
(9) 合葬式墓地使用料	-	1	1
(10) 市営葬儀使用料	-	1	1
(11) 清掃手数料	2	2	4
(12) 前島熱利用センター	1	2	3
(13) 口腔保健センター診療料	-	1	1
(14) 保健衛生事務手数料	-	2	2
(15) 高槻島本夜間休日応急診療所	-	1	1
(16) 学童保育料	1	1	2
(17) 市立保育所使用料等	1	3	4
(18) 庄所子育てすくすくセンター	-	1	1
(19) 屋外広告物手数料	-	2	2
(20) 市営住宅使用料、市営住宅駐車場使用料	-	3	3
(21) 芥川緑地駐車場使用料	1	-	1
(22) 番田熱利用センター	-	2	2
(23) 公園施設設置管理許可使用料(安満遺跡公園)	-	1	1
合 計	6	44	50

2. 監査の結果及び意見の概要

本年度の包括外部監査における監査の結果及び意見の概要は以下のとおりである。なお、監査の結果及び意見の要旨を記載したものであり、詳細な内容については、報告書（本編）を参照されたい。

(1) 総括意見

指針における使用料算定基準の明確化【意見 1】	本編 P29
指針に基づく使用料の算定について、全庁統一的に運用していくため、原価に算入するコストの範囲、原価の算定方法、負担割合の取扱いを明確化するとともに、施設の管理運営に変更があった場合に合わせて見直しを行う以外にも、定期的に現行使用料の検証を行うようにすべきである。	
手数料算定における受益者負担の検討【意見 2】	本編 P32
現在、市では、手数料の算定に関する指針は策定されていないが、現行手数料の水準の妥当性や業務効率化の状況を検証するため、使用料と同様、手数料の算定においても、統一的な指針を策定することを含め、原価に算入するコストの範囲や受益者負担割合などについての考え方を整理されたい。	
原価積算資料の保存【意見 3】	本編 P33
現行の使用料・手数料等の設定根拠となった原価積算の内容を記載した文書について、高槻市文書取扱規程に基づく保存年限の設定等に係る統一的な取扱いを周知し、使用料・手数料等が適用される期間内は、その原価積算の内容を記載した文書が確実に保存されるよう、全庁的に対応されたい。	
固定資産台帳を活用した受益者負担の適正化【意見 4】	本編 P35
使用料算定における原価積算上の取得価額には固定資産台帳から導かれる数値を利用することが効率的であるが、今後、使用料の算定に当たり、取得価額や耐用年数を精査した結果、固定資産台帳上の取得価額や耐用年数に修正が必要なものが判明した場合には、速やかに修正を行い、固定資産台帳の精緻化に努められたい。	
窓口業務におけるキャッシュレス決済の推進【意見 5】	本編 P37
市民サービス向上の観点から、窓口におけるキャッシュレス決済の導入に向けた庁内の体制を決定し、窓口におけるキャッシュレス決済を早期に導入すべく検討を進められたい。	
簡易電子申込サービスの拡大【意見 6】	本編 P39
令和 5 年 12 月より、簡易電子申込サービスにキャッシュレス決済機能が追加され、現在のところ、市民課及び税制課における証明書発行にのみキャッシュレス決済が導入されているが、申請者の利便性向上や、市において現金を取り扱わないことによる事務効率化及びリスク低減の観点から、引き続きキャッシュレス決済を利用可能な手続の拡大を進められたい。	
減免基準の公表【意見 7】	本編 P41
使用料・手数料等の減免については、指定管理施設の利用料金の減免を含め、要件に該当する可能性のある者に対して広く周知すべきであることから、今後、減免要綱の内容を市のホームページに掲載することを検討されたい。	

(2) 情報公開等手数料

社会情勢の変化を踏まえた制度運用のあり方の検討【意見 8】	本編 P44
社会情勢の変化を踏まえ、短期的には、インターネットを活用した公開請求の受付及び写しの交付における利便性の向上に向けた方策を検討されたい。 また、中長期的には、公開請求権者の範囲の妥当性を定期的に検証することを常に意識されたい。	
受益者負担の適正化に向けた検討【意見 9】	本編 P46
今般の包括外部監査において、情報公開請求及び申出について作業時間の調査を依頼した結果、現状の手数料の設定において、そもそも原価として認識されていない人件費が少なからず発生していることが判明したため、まずは、制度を利用する市民等にその負担を求めることの可否を検討した上で、現行の手数料の水準の見直しや新たな類型の手数料の導入について検討する必要がある。	

(3) 税証明閲覧手数料

受益者負担割合の定期的な試算【意見 10】	本編 P50
税証明閲覧手数料に関する受益者負担割合の試算は、平成 30 年度以降、実施されていない。手数料算定に係る全庁統一的な考え方が整理された場合には、試算を定期的に行い、受益者負担割合の水準の適正性を確認することが望ましい。	
税証明の申請手続におけるオンライン化への対応【意見 11】	本編 P50
将来、eLTAX を経由した電子的な手続による税証明の申請が可能となることが予定されている。現在のところ、利用可能となる時期は不明であるが、今後も、国や地方税共同機構の動向を注視し、機を逸することなく、業務の電子化対応を進められたい。	

(4) 公園施設設置管理許可使用料（高槻城公園芸術文化劇場南館）

使用料の徴収の特例適用の明確化【意見 12】	本編 P53
高槻城公園芸術文化劇場南館の公園施設設置管理許可使用料の徴収を特例により行う場合には、根拠規定を起案書等に記載することにより明確化されたい。	
使用料の対象面積の見直し【意見 13】	本編 P53
高槻城公園芸術文化劇場南館のカフェの客席部分を一般開放することとしているため、当該部分に係る使用料を免除している。しかし、実質的にカフェ利用者の専用利用部分と認められる部分が含まれることから、今後、管理許可期間を更新する際には、物販棚等の取扱いも含め、使用料の対象面積の範囲について、事業者と再度協議を行われたい。	

(5) 高槻城公園芸術文化劇場北館・南館、
総合市民交流センター（クロスパル高槻）、生涯学習センター

原価積算における建設費の範囲の検討【意見 14】	本編 P63
高槻城公園芸術文化劇場南館の原価積算における建設費に設計業務委託料等の付随費用が含まれていなかった。指針には、原価に含める建設費の範囲について、特段示されていないことが要因の一つであると考えられるが、今後、原価に含める建設費の範囲について検討されたい。	
施設の用途に応じた耐用年数の適用の検討【意見 15】	本編 P64
市は、原価積算のため「1 年当たりの建設費（減価償却費）」を算定している。その算定に用いる耐用年数は、施設の用途に応じたものを適用する必要があるが、高槻城公園芸術文化劇場北館・南館、総合市民交流センター（クロスパル高槻）、生涯学習センター全 4 施設の耐用年数が同一となっていた。指針には、施設の耐用年数について、特段示されていないことが要因の一つであると考えられるが、今後、施設の用途に応じた耐用年数を適用するよう検討されたい。	

(6) 市民プール

団体利用に係る市外料金の設定【意見 16】	本編 P67
市民プールにおいては、団体利用について、市内料金と市外料金を区分して設定していないが、他の市営プールと平仄を合わせる観点から、団体利用に係る市外料金の設定について検討されたい。	
原価積算による使用料検証の必要性【意見 17】	本編 P68
市民プールの使用料（利用料金の上限額）については、指針に基づく原価積算が行われていないため、指針に基づき使用料を算出した上で、現行使用料の検証を行うようにすべきである。	

(7) 総合スポーツセンター他スポーツ施設

利用料金制導入後の使用料原価積算の検証の必要性【意見 18】	本編 P73
現在の使用料（利用料金の上限）の設定は、利用料金制導入後のコストの発生状況の実績が把握されていない時点での積算であることから、例えば、利用料金制導入後の最初の指定期間が満了した時点で、利用料金制導入後のコストの発生状況の実績を把握し、使用料積算において前提としたコスト水準と乖離が生じていることが判明した場合、原価の再算定を行い、改めて使用料の水準を検証すべきである。	
原価積算上の耐用年数の根拠資料の整備【意見 19】	本編 P74
使用料算定における原価積算上の耐用年数を 65 年とした根拠が文書化されていなかった。今後、原価積算を行う際には、適用した耐用年数を含め、算定の根拠とした諸数値を適切に文書化し、保存しておく必要がある。	

(8) 戸籍住民基本台帳手数料

原価積算の定期的な見直し【意見 20】	本編 P76
平成 17 年に手数料条例が改正された際に、原価積算が行われたが、その際の資料等は保存期間が満了したため廃棄されており、また、平成 17 年以降、原価積算は実施されていないため、定期的に原価積算の見直しを行い、積算資料は確実に保存しておくべきである。	
簡易電子申込サービスの拡大【意見 21】	本編 P77
市民課における証明書発行については、令和 5 年 12 月より簡易電子申込サービスにキャッシュレス決済機能が追加された。申請者の利便性向上や、市において現金を取り扱わないことによる事務効率化及びリスク低減の観点から、引き続き簡易電子申込サービスで申請できる証明書の種類の拡大を進められたい。	

(9) 合葬式墓地使用料

合葬式墓地施設の拡張の早期検討【意見 22】	本編 P78
合葬式墓地の使用許可件数の累計が、あと 2 年程度で収容数の限度を超える見込みである。これに対する検討は行われているが、合葬式墓地の需要は全国的にも高い傾向であり、市民の使用申込に支障なきよう、早めに検討されたい。	

(10) 市営葬儀使用料

市営葬儀使用料に係る料金水準の検証【意見 23】	本編 P81
市営葬儀使用料の金額を算定するに当たり、原価積算を直近で行った時期は、葬儀使用料については、平成 4 年頃、式場使用料及び火葬場使用料については、平成 16 年であり、それ以降、原価積算の見直しが行われていなかった。今後は、一定の期間ごとに原価積算を見直すとともに、利用件数が増加傾向にあることも踏まえ、現行の料金水準が依然として適切な水準にあるか検証する必要がある。	

(11) 清掃手数料

公会計・一般廃棄物処理会計基準に準じた原価積算の実施【意見 24】	本編 P87
市の原価積算結果は一般廃棄物会計基準に沿うように努めているとのことであるが、固定資産や引当金、共通費等の計上について相違がみられる。公会計担当部門等と協議の上、改善されたい。	
適宜の料金改定の必要性和今後の原価積算資料の保存【意見 25】	本編 P89
市は平成 5 年度、条例を改正し、ごみ処理及びし尿処理の現行の料金体系等を設定したが、現状の原価積算結果と大きな乖離があることから適宜に料金改定を行うことを検討されたい。また、将来の料金改定の参考とするため、当該料金体系が適用される期間内は、その原価積算の内容を記載した文書を確実に保存されたい。	
臨時収集依頼における家庭廃棄物等処理申込書の記載不備【結果 1】	本編 P90
家庭廃棄物等処理申込書の記載が不十分なものが多数見受けられた。市が電話での聞き取りに基づき作成しており、利用者では市が収集、運搬、処分できるごみか判断することが難しいためなどを理由としているが、処理内容を明確にし、後日の紛争を防ぐため、完了後に利用者のサインを求める等の処理を行うべきである。	

エネルギーセンターにおける処理日付の押印間違い【結果 2】	本編 P91
一般廃棄物のエネルギーセンターの持込について、利用者が事前に電子申込を行い、市が申込書を出力して持込日を押印するが、間違った日付が押印されたものがあった。申込書と日計表等現金収受の日付が異なるものとなるため、ミスがないように留意されたい。	

(12) 前島熱利用センター

特別入館券の適切な管理の必要性【意見 26】	本編 P93
特別入館券は、コストをかけて交付している以上、積極的に使用してもらうための対応が望まれる。また、特別入館券は、金券であり、不正利用の恐れもあるため、実際に自治会から各世帯に交付する際は、交付先を管理することが望ましい。	
駐車場利用料金の徴収漏れ【結果 3】	本編 P94
前島熱利用センターの駐車場に係る利用料金を支払っていない利用者が存在するため、費用と便益を比較衡量しつつ、徴収漏れを防止する最低限の体制を整備されたい。	
原価積算による使用料検証の必要性【意見 27】	本編 P95
前島熱利用センターの使用料（利用料金の上限額）については、指針に基づく原価積算が行われていないため、指針に基づき使用料を算出した上で、現行使用料の検証を行うようにすべきである。	

(13) 口腔保健センター診療料

現金残高をチェックした日計表への記名の必要性【意見 28】	本編 P98
事務局で現金を取扱い、日々日計表とのチェックを実施しているが、担当者の記載がなく、誰がチェックを実施したのか不明である。 日計表に担当者名も記入し、責任の所在を明確にすることが望まれる。	

(14) 保健衛生事務手数料

定期的な原価積算の実施の検討【意見 29】	本編 P102
健康医療政策課では定期的な原価積算を実施しておらず、保健衛生課では令和 2 年に市の実態に即して時間単価を見直した原価積算を実施している。 業務効率化や受益者負担の適正化を図るため、定期的な原価積算を行い、現行手数料の検証を実施されたい。	
料金設定（改定）時の原価算定資料の保存【意見 30】	本編 P103
市は中核市への移行に伴い、高槻市保健所事務手数料条例等を制定し、保健衛生事務手数料の料金体系等を設定したが、料金設定に関して実施した当時の原価算定資料を現在保存していない。今後の料金改定の参考とするためにも、当該手数料が適用される期間内は、その原価積算の内容を記載した文書を確実に保存されたい。	

(15) 高槻島本夜間休日応急診療所

現金以外の料金収受方法の検討【意見 31】	本編 P105
応急診療所は成人の夜間・休日の急病者の診療も受け持っているため、釣銭や返金等に多額の現金を保持しなければならないとのことであるが、現金保管には紛失や盗難のリスクがあるため、クレジットカード等の現金以外の料金収受方法を検討されたい。	

(16) 学童保育料

学童保育料の適切な債権管理の必要性【結果 4】	本編 P109
学童保育料の収入未済額には、平成 18 年度に発生したもののほか、滞納発生から既に 2 年を経過しているものが残っているため、早期解決を図られたい。あわせて、債権管理に関する文書の保存期間について慎重に判断されたい。	
減免額の把握と減免基準の公表【意見 32】	本編 P112
減免額を把握するとともに、学童保育料の減免基準について、ホームページや利用者向け案内等における公表を検討されたい。	

(17) 市立保育所使用料等

「収入急減、災害等による軽減」に係る減免要綱の整理【結果 5】	本編 P122
負担軽減制度が対象とする使用料について、減免要綱自体の規定の整理が必要と思われる点や、減免要綱と根拠条文との整合性の確保が必要と思われる点が見受けられるため、減免要綱を改正する必要がある。	
減免基準の公表【意見 33】	本編 P125
保育料及び一時預かり保育料の収入急減、災害等の減免制度について、減免基準のホームページや利用者向け案内等における公表を検討されたい。	
減免要件の改善【意見 34】	本編 P126
保育料及び一時預かり保育料の収入急減、災害等の減免制度について、現行の減免要件の一部に合理性を欠く点が認められるため、改善されたい。	
延滞金の適正な調定の実施【意見 35】	本編 P128
市立保育所及び市立認定こども園の保育料に係る延滞金について、元本を完納した時点で確定した金額による調定を適正に行うべきである。	

(18) 庄所子育てすくすくセンター

利用手続の簡便化【意見 36】	本編 P131
庄所子育てすくすくセンターにおける一時預かり事業の利用手続について、一度提出した情報は再提出不要とするなど、簡便化に努められたい。	

(19) 屋外広告物手数料

料金水準の状況の注視と根拠資料の保存【意見 37】	本編 P134
屋外広告物手数料の料金水準について大阪府や他市の状況を注視するとともに、見直した場合は、根拠資料を適切に整理保存する必要がある。	
屋外広告物許可の継続手続未実施者への対応【意見 38】	本編 P135
屋外広告物許可の継続手続を適切に実施している設置者との公平性の観点から、許可期間満了後手続がない屋外広告物設置者への効率的な対応方法を検討の上、取り組むことが望ましい。	

(20) 市営住宅使用料、市営住宅駐車場使用料

市営住宅使用料等の口座振替の促進【意見 39】	本編 P144
収納方法について、現年度使用料の収納率の維持及び事務の効率化の観点から、富寿栄住宅建替事業に伴う入居者移転や大規模な新規入居者募集の手続を機に、口座振替を推奨し、導入を促進されたい。	
市営住宅駐車場使用料に係る原価積算の考え方の整理【意見 40】	本編 P145
市営住宅駐車場の使用料見直しに当たり、現在の原価の積算方法の課題を把握し、駐車場使用料の算定方法についての基本的な考え方を整理されたい。	
市営住宅駐車場の空スペースの有効活用【意見 41】	本編 P146
市営住宅駐車場の空き区画について、市営住宅駐車場の区画数の大半を占める富寿栄住宅の建替事業に伴い、今後、利用者の新規募集等に伴う利用状況の変化が考えられることから、有効活用を図ることを積極的に検討されたい。	

(21) 芥川緑地駐車場使用料

定期駐車券の管理不備【結果 6】	本編 P150
芥川緑地駐車場の定期駐車券の管理が適切に行われていない状況が見受けられたため、定期駐車券の貸出先や貸出期間についての基準や管理ファイルの担当者以外による相互確認の手法など、定期駐車券の貸出ルールと管理ファイルによる現物管理の手法を見直すべきである。	

(22) 番田熱利用センター

減免入館券及び特別入館券の管理【意見 42】	本編 P154
減免券及び特別入館券は、ともに金券であり、不正使用の恐れもあるため、発行年度ごとの連番が付された券の使用状況についての管理簿を作成するなど、適正に管理するための措置を講じられたい。	
原価積算による使用料検証の必要性【意見 43】	本編 P155
番田熱利用センターの使用料（利用料金の上限額）については、指針に基づく原価積算が行われていないため、指針に基づき使用料を算出した上で、現行使用料の検証を行うようにすべきである。	

(23) 公園施設設置管理許可使用料（安満遺跡公園）

使用料の徴収の特例適用の明確化【意見 44】	本編 P157
安満遺跡公園の公園施設設置管理許可使用料の徴収を特例により行う場合には、根拠規定を起案書等に記載することにより明確化されたい。	

以 上